

災害発生時における緊急一時的な避難場所に関する協定書

堺市立東文化会館（以下「文化会館」という。）を所管する堺市文化観光局（以下「甲」という。）と、文化会館の指定管理者である〇〇〇〇〔〇〇〇、〇〇〇及び〇〇〇からなる（共同企業体）〕（以下「乙」という。）及び堺市東区役所（以下「丙」という。）は、災害発生時における緊急一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）の開設に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、文化会館周辺に河川氾濫による水害が発生した場合又は発生するおそれがある場合等において、住民等の安全を確保するため、甲が所管し乙が管理運営する文化会館を一時避難場所として使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 本協定における対象者は指定避難所への避難に危険を伴う状況になったものをいう。

（対象施設）

第3条 本協定における一時避難場所は、文化会館文化ホール（堺市東区北野田1084-136 ベルヒル北野田内）とする。ただし、避難スペースについては、貸館状況等を踏まえて、甲、乙及び丙が協議のうえ決定する。

（一時避難場所の開設）

第4条 丙は、次の場合において、前条の施設を一時避難場所として開設することができる。

（1）文化会館周辺に台風、集中豪雨により河川氾濫等による避難指示が発令された場合。

（2）その他、著しく対象者の生命を脅かす事態になり、丙が対象施設に避難させる必要があると認めた場合。

2 丙が、対象施設を一時避難場所として開設するときは、甲及び乙に対し、速やかに連絡を行うものとする。

3 一時避難場所の開設にあたり、丙は職員を派遣し、避難者の受け入れ及び一時避難場所の管理運営を行うものとする。

4 丙は、乙が行う指定管理業務（主催事業や貸館業務等）に影響のないよう、避難者の誘導等、必要な措置を講じるものとする。

（開設期間）

第5条 一時避難場所の開設期間は、前条の開設から気象警報の解除等により災害のおそれなくなるまでの間とする。

（一時避難場所の閉鎖）

第6条 丙は、気象警報等が解除され災害のおそれなくなったと判断した場合、又は、避難者を堺市が指定する指定避難所へ誘導した場合など、一時避難場所の使用を終了し、閉鎖する場合は、速やかにその旨を甲及び乙に対し連絡するとともに、原状に復し、乙の確認を受けなければならない。

2 一時避難場所を閉鎖するにあたり、丙は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。また、被害状況等により、引き続き避難が必要な場合、丙は、避難者を指定避難所へ誘導するものとする。

（一時避難場所の開設に伴う経費等）

第7条 一時避難場所の開設に伴う使用料及び光熱水費について乙は甲及び丙に請求しないものとする。

- 2 避難者への飲料水や食料をはじめとする支援物資については、丙が準備を行うものとする。
- 3 乙は、支援物資の保管場所として、文化会館の一部を無償にて提供することができる。ただし、管理については丙が行うものとし、破損、紛失等について、乙は責任を負わないものとする。
- 4 丙は、必要と認める場合、乙に対し乙の所有又は管理する物品について使用貸借する旨申し入れすることができる。
- 5 前項の規定により申し入れがあった場合、乙は指定管理業務に影響のない範囲で許諾することができる。

(一時避難場所等の状況報告)

第8条 乙は、文化会館が被災し、一時避難場所として安全性を確保できない状況が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとし、また丙に連絡するものとする。

(住民への周知)

第9条 丙は、一時避難場所に関する必要な事項について、周知を行うものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定書の締結日から令和4年3月31日までとする。

- 2 前項の期間は、開設場所の形状変更及び用途変更等特別な事情が生じない限り、一年間更新するものとし、以後この例によるものとする。
- 3 文化会館における乙の指定管理期間が終了した場合は、その終了の日までとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
代表者 堺市長 永藤 英機
(担当 文化観光局)

乙

丙 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
代表者 堺市長 永藤 英機
(担当 東区役所)